

公共鹿第 1112 号
令和 2 年 3 月 19 日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

被扶養者の国内居住要件について（通知）

このことについて、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号。以下「改正法」という。）が令和元年 5 月 22 日付けで公布され、また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第 4 号。以下「改正命令」という。）が令和元年 8 月 30 日付けで公布され、いずれも令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされました。

ついては、改正法及び改正命令の施行日以降、被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されますので、下記の事項について組合員に周知の上、適正に処理してください。

記

1 国内居住要件について

改正法による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断する場合があります。

2 国内居住要件の例外について

次表に掲げる者については、日本国内に住所がない（住民票がない）場合も、確認書類を提出することで、例外的に日本国内に生活の基礎があると認められるものとして取り扱います。

なお、確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

例外該当事由	確認書類 (いずれかひとつで可)
① 外国において留学をする学生	査証 (ビザ), 学生証, 在学証明書, 入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証 (ビザ), 海外赴任辞令, 海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光, 保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証 (ビザ), ボランティア派遣機関の証明, ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって, ②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ 渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

3 経過措置について

国内居住要件の追加に伴い, 被扶養者としての要件を欠くこととなる者が, 施行日 (令和2年4月1日) 時点において国内の保険医療機関に入院中の場合には, 現に入院中であることを証する書類 (入院申込書や入院診療計画書の写し等) の提出により, 共済組合において入院期間 (予定) 等の確認ができた場合, 当該期間中は被扶養者としての資格が継続されます。

なお, この場合, 当該入院が終了 (退院) した時点で, 認定の取消し手続きが必要となります。

4 国民年金第3号被保険者について

国内居住要件の追加に伴い, 国民年金第3号被保険者 (組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者) の届出についても取扱いが変更されますので, 以下の要件に該当した場合は届出が必要となります。

- (1) 被扶養者認定時に前項2の表に掲げる事由に該当する場合
- (2) 国民年金第3号被保険者が前項2の表に掲げる事由に該当し, 出国する場合
- (3) 国民年金第3号被保険者であり前項2に掲げる表の事由に該当していた者が帰国する場合
- (4) 国民年金第3号被保険者であり前項2に掲げる表の事由に該当していた者が海外に居住したまま前項2の表に掲げる事由に該当しなくなった場合

5 現に海外に在住する被扶養者等について

- (1) 国内居住要件の例外事由に該当する場合

資格は継続しますが, 国内居住要件の例外に該当することを確認する必要がありますので, 該当者については令和2年度の検認事務において, 前項2の表に掲げる確認書類及び国民年金第3号被保険者関係届 (該当者のみ) を提出していただく予定です。

(2) 国内居住要件の例外に該当しない場合

被扶養者の取消し手続きが必要になりますので、以下の書類を提出してください。
なお、施行日に遡って取消しとなります。

(事実発生日は令和2年4月1日、取消理由は国内居住要件非該当としてください。)

① 被扶養者認定・取消申告書 (整理番号 10)

② 国民年金第3号被保険者関係届 (該当者のみ)

③ 組合員被扶養者証等 (限度額適用認定証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証を含む)

6 令和2年4月1日以降の被扶養者認定及び住所変更手続きについて

令和2年4月1日以降は、以下のとおり申告書の記載方法及び提出書類が変更されますので、被扶養者認定又は住所変更の手続きを行う際は留意してください。

なお、これに伴い、「被扶養者認定・取消申告書」(整理番号10)、「組合員等住所(変更)届」(整理番号4)及び「国民年金第3号被保険者関係届」の改定を行います。新様式については令和2年4月1日に当支部のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>) に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

(1) 国内居住要件の例外に係る申告

対象者の住所が国内にないものの、国内居住要件の例外に該当する場合は、各様式によりその旨申告してください。(様式に申告欄を新設します。)

(2) 追加で必要となる添付書類

令和2年4月1日以降に被扶養者認定及び被扶養者の住所変更手続きを行う場合は、これまでの必要書類に加え、下表に掲げる書類を添付してください。

手続の種類	追加で必要となる添付書類
被扶養者認定 (国内居住者) 住所変更 (国内転居, 国外からの転入)	住民票の写し (個人番号が省略されたもの) ※
被扶養者認定 (国外居住者) 住所変更 (国外への転出)	前項2の表に掲げる確認書類

※ 所属所において住民票上の住所が国内にあることを確認した場合は、各様式によりその旨申告することで、書類の添付を省略することができます。(様式に申告欄を新設します。)

(3) 国民年金第3号被保険者に係る届出

被扶養者認定に伴い国民年金第3号被保険者となる者が国外に居住している場合や、国外へ転出又は国外から転入する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」により海外特例要件に該当又は非該当となることを申告してください。

(問い合わせ先)

公立学校共済組合鹿児島支部年金給付係

担当：立花 (被扶養者資格関係)

上酔尾 (国民年金第3号関係)

TEL : 099-286-5220